

南海トラフ地震における半島・沿岸初動戦略検討会 (伊勢志摩・東紀州エリア) 規約

第1条（名称）

本会の名称は「南海トラフ地震における半島・沿岸初動戦略検討会（伊勢志摩・東紀州エリア）」（以下「検討会」という）とする。

第2条（目的）

中部地方には、能登半島と同じような地形的特徴を有するリアス式海岸をはじめとする半島があり、このような半島では、南海トラフ地震が発生した場合には、令和6年能登半島地震による被害と同様な被害が想定される。

このため、中部地方の伊勢志摩・東紀州エリアにおいて、「南海トラフ地震における半島・沿岸初動戦略検討会」を設置し、被災想定に基づき、関係機関と役割分担を定め、即地的・具体的な「総合啓開初動時オペレーションシナリオ」を作成するものである。

第3条（検討会の位置づけ）

検討会は、南海トラフ地震対策中部圏戦略会議における連携課題のうち「防災拠点を結ぶネットワーク形成と総合啓開のオペレーション計画の策定」の取り組みとして検討を行うものである。

第4条（組織）

- 1) 検討会は別紙の会員をもって構成する。会員の代理出席を認める。
- 2) 会長は中部地方整備局総括防災調整官を置き、副会長として、三重県県土整備部次長を置く。
- 3) 会長は検討会を総括する。また、副会長は会長を補佐するものとし、会長不在の場合は、副会長が職務を代理する。
- 4) 会議は、会長または副会長の出席かつ会員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 5) 会員を追加する場合は検討会の承諾を得るものとする。

第5条（事務局）

検討会の事務局は中部地方整備局防災室に置く。

第6条（規約の改定）

規約の変更は、検討会の承認をもって適用される。

第7条（その他）

規約に定めのない事項については、事務局が検討会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和6年6月24日をもって有効とする

南海トラフ地震における半島・沿岸初動戦略検討会
(伊勢志摩・東紀州エリア) 会員

	所属	役職
会長	中部地方整備局	総括防災調整官
副会長	三重県 県土整備部	次長
会員	中部地方整備局 防災室	室長
会員	中部地方整備局 河川部	水災害対策センター長
会員	中部地方整備局 道路部	道路管理課長
会員	中部地方整備局 港湾空港部	港湾空港防災・危機管理課長
会員	中部地方整備局 三重河川国道事務所	副所長(河川)
会員	中部地方整備局 三重河川国道事務所	副所長(道路)
会員	中部地方整備局 紀勢国道事務所	副所長
会員	中部地方整備局 四日市港湾事務所	副所長
会員	三重県 防災対策部	災害対策推進課長
会員	三重県 県土整備部	河川課長
会員	三重県 県土整備部	港湾・海岸課長
会員	三重県 県土整備部	道路管理課長
会員	三重県 県土整備部	施設災害対策課長
会員	伊勢市 都市整備部	部長
会員	尾鷲市 建設課	建設課長
会員	鳥羽市 建設課	建設課長
会員	鳥羽市 総務課	副参事(防災危機管理担当)
会員	熊野市 建設課	建設課長
会員	熊野市 防災対策推進課	防災対策推進課長
会員	志摩市 建設部	建設整備課長
会員	玉城町 総務防災課	総務防災課長
会員	玉城町 建設課	建設課長
会員	度会町 建設水道課	建設水道課長
会員	度会町 みらい安心課	参事兼みらい安心課長
会員	大紀町 建設課	建設課長
会員	大紀町 防災安全課	防災安全課長
会員	南伊勢町 建設課	建設課長
会員	南伊勢町 防災安全課	防災安全課長

会 員	紀北町 建設課	建設課長
会 員	御浜町 建設課	建設課長
会 員	紀宝町 基盤整備課	基盤整備課長
会 員	紀宝町 防災対策課	防災対策課長

事務局	中部地方整備局 防災室	計画係
-----	-------------	-----